

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）の概要

1 目的

積雪地帯において、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定・向上を図る。

2 制度の概要

(1) 豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯又は特別豪雪地帯として指定する。

【豪雪地帯の指定基準】

毎日の積雪量の30年以上の平均値の一冬の累計が5,000cm以上の地域で、一定の条件を満たしている市町村。（岡山県は豪雪地帯のみ、特別豪雪地帯はない）

(2) 豪雪地帯対策基本計画

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴き、閣議の決定を経て、国計画を決定する。

(3) 道府県豪雪地帯対策基本計画

豪雪地帯に係る道府県の知事は、関係市町村長の意見を聴いて、道府県豪雪地帯対策基本計画を定めることができる。

国は、豪雪地帯において施策を講ずるに当たっては道府県計画を尊重する。

(4) 配慮規定

国及び地方公共団体は豪雪地帯対策の推進に当たって、特に配慮すべき事項について、次の規定が設けられている。

- ・ 地方債についての配慮
- ・ 工事の早期着手等についての配慮
- ・ 克雪住宅の普及促進
- ・ 除排雪の体制整備
- ・ 空家に係る除排雪等の管理の確保
- ・ 快適で魅力ある地域社会の形成
- ・ 豪雪地帯に適した産業の育成等
- ・ 雪冷熱エネルギーの活用促進
- ・ 総合的な雪情報システムの構築